



厚生労働省
広島労働局発表
令和3年10月11日

担 当	広島労働局労働基準部監督課
	監督課長 横山鉄幸
	特別司法監督官 大村 誠
	電話 082-221-9242

外国人技能実習生を雇用する実習実施者に対する 令和2年の監督指導等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは69.7%～

広島労働局（局長 阿部 充）は、管内8労働基準監督署が、県内の外国人技能実習生の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して、令和2年1月～令和2年12月に実施した監督指導や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。

【令和2年の監督指導・送検の概要】

- 1 労働基準関係法令が認められた実習実施者は、監督指導を実施した468事業場のうち326事業場(69.7%※)【別紙・1】
※ 全国平均70.8%
- 2 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準、②賃金の支払い、③割増賃金の支払、④労働時間、⑤就業規則の順に多かった。【別紙・2及び3】
- 3 重大・悪質な労働基準関係法令違反として送検した事案は3件【別紙・4】

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通じて技術を習得することにより、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。

広島県内の技能実習生の人数は17,533人で全国5位です（厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（令和2年10月末現在）より）。国籍別では、ベトナムが最も多く9,253人、次いで中国3,120人、フィリピン2,495人の順となっています。

広島労働局と各労働基準監督署では、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令の周知・啓発と同法令違反の是正指導に努めるとともに、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保を重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行い厳正に対応していきます。

【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和2年）